

高年齢労働者処遇改善促進助成金をご活用ください

60歳から64歳までの高年齢労働者の処遇改善に取り組む事業主を支援する制度を令和3年4月1日より新設しました

高年齢労働者処遇改善促進助成金とは

雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保を推進する観点から、**60歳から64歳までの高年齢労働者の処遇の改善に向けて**、就業規則や労働協約の定めるところにより、高年齢労働者に適用される**賃金に関する規定または賃金テーブル**（以下「賃金規定等」といいます）の**増額改定に取り組む事業主**が本助成金の対象となります。

事業主の皆さまには、本助成金を活用して、高年齢労働者が継続して働きやすい環境を整えていただくようお願いします。

支給要件 本助成金を受給する事業主は、次の要件を満たしていることが必要です。

- ① 以下のAとBを算出・比較し、**全体の減少率が95%以上**であることが確認できる事業主であること。
（注）算定対象労働者（※1）が20人に満たない事業所は、任意指定除外者（※2）を除いて減少率を算定。

| | |
|---|--|
| A | 賃金規定等改定の措置に基づき 増額された賃金が支払われた日の属する月前6か月間 に算定対象労働者が受給した 増額改定前の賃金の額で算定した高年齢雇用継続基本給付金の総額 |
| B | 賃金規定等を増額改定後、 各支給対象期において 当該算定対象労働者が受給した 増額改定後の賃金の額で算定した高年齢雇用継続基本給付金の総額 |

- ② 就業規則や労働協約で定めるところにより、賃金規定等を増額改定し、増額改定後の賃金規定等を6か月以上運用している事業主であること。
- ③ 増額改定前の賃金規定等を6か月以上運用していた事業主であること（新たに賃金規定等を整備する場合は、賃金規定等改定の措置に基づき増額された賃金が支払われた日の属する月前6か月間の算定対象労働者の賃金支払状況が確認できる事業主であること）。
- ④ 支給申請日において増額改定後の賃金規定等を継続して運用している事業主であること。

※1 算定対象労働者とは、事業所において高年齢雇用継続基本給付金を受給しているすべての労働者をいいます。

※2 任意指定除外者とは、算定対象労働者が20人に満たない事業所であって、算定対象労働者の希望により雇用形態が変更（例：フルタイムからパートタイム等）になり、賃金規定等改定日後も高年齢雇用継続基本給付金を受給する者（事業主が各支給対象期の支給申請時に任意に指定した1人のみに限る）をいいます。

支給対象労働者 本助成金の支給対象となる労働者は、次の要件を満たしていることが必要です。

- ① 賃金規定等改定計画書に、算定対象労働者（※1）として記載されている者。
ただし、除外対象者（※3）は除きます。
- ② 支給申請日において、継続して支給対象事業主に雇用されている者。
- ③ 増額改定した賃金規定等を適用されている者。

※1（再掲） 算定対象労働者とは、事業所において高年齢雇用継続基本給付金を受給しているすべての労働者をいいます。

※3 除外対象者とは、

- ・支給申請日に既に離職している者
 - ・支給対象期の末月の前月までに高年齢雇用継続基本給付金の支給が終了した者
 - ・賃金規定等の改定を行った事業所の事業主または取締役の3親等以内の親族
 - ・60歳到達時賃金月額が前職の賃金月額で登録されている中途採用者で事業主の判断により算定対象労働者から除外した者
 - ・任意指定除外者
- をいいます。

支給申請回数

本助成金の申請は、支給対象期の第1期から第4期まで（6か月ごと）の最大4回（2年間）できます。

支給額 増額改定した賃金規定などを適用した年度により以下の助成率で支給します。

令和3年度または令和4年度

AからBを引いた額に、 $\frac{4}{5}$ （中小企業以外は $\frac{2}{3}$ ）を乗じた額（100円未満切り捨て）

令和5年度または令和6年度

AからBを引いた額に、 $\frac{2}{3}$ （中小企業以外は $\frac{1}{2}$ ）を乗じた額（100円未満切り捨て）

| | |
|---|--|
| A | 賃金規定等改定の措置に基づき 増額された賃金が支払われた日の属する月前6か月間 に算定対象労働者が受給した 増額改定前の賃金の額で算定した高年齢雇用継続基本給付金の総額 |
| B | 賃金規定等を増額改定後、 各支給対象期において 当該算定対象労働者が受給した 増額改定後の賃金の額で算定した高年齢雇用継続基本給付金の総額 |

助成金を申請するには（申請手続）

賃金規定等改定計画書の提出

賃金規定等改定計画書（以下「計画書」といいます）を作成し、賃金規定等改定予定日の前日までに添付書類（※4）を添えて管轄の労働局（※5）に提出して、労働局長の認定を受けてください。

※4 計画書の様式やこれに添付すべき書類については、労働局へお問い合わせください。

※5 計画書等の提出は、ハローワークを経由して行うことができます場合があります。

計画書は適用事業所ごとに作成し、賃金規定等改定予定年月日や算定対象労働者（※1）を記載してください。

※1（再掲） 算定対象労働者とは、事業所において高年齢雇用継続基本給付金を受給しているすべての労働者をいいます。

認定後、計画書に記載された内容に変更が生じた場合

賃金規定等改定予定日の変更は、変更後の賃金規定等改定予定日の前日までに、それ以外の変更は、支給対象期（※6）の第1期支給申請日までに変更届および計画書の写しを管轄の労働局に提出してください。

※6 支給対象期とは、賃金規定等改定の措置に基づき増額された賃金が支払われた日の属する月から最初の6か月間を支給対象期の第1期とし、以後6か月ごとに第2期、第3期、第4期といいます。

支給申請

認定された計画書に基づき賃金規定等の増額改定を行った場合、各支給対象期末月分に係る管轄安定所が指定した高年齢雇用継続基本給付金の支給申請月の翌月の初日から起算して2か月以内に、高年齢労働者処遇改善促進助成金支給申請書（様式第3号）、高年齢労働者処遇改善促進助成金支給申請書（別紙）（様式第3-1号）に、添付書類（※7）を添えて管轄労働局長（※8）に提出してください。

※7 申請書の様式やこれに添付すべき書類については、労働局へお問い合わせください。

※8 申請書等の提出は、ハローワークを経由して行うことができます場合があります。

支給要件の詳細や具体的な手続きは、最寄りの労働局・ハローワークへお問い合わせください。

※詐欺にご注意ください。国や委託事業者から、助成金の相談について電話などで勧誘することはありません。

また、振込先、口座番号やその他の個人情報を個人の方に電話などで問い合わせることはありません。